の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。）において、その取得等をした設備を当該地域内において当該法人の旅館業の用に供したとき（当該地域の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該設備を構成するもののうち政令で定める建物及びその附属設備（前項の規定の適用を受けるもの及び所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「旅館業用建物等」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該旅館業用建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該旅館業用建物等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該旅館業用建物等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十六条を第四十五条の三とし、第四十六条の二を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（輸出事業用資産の割増償却）

第四十六条の二　青色申告書を提出する法人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該法人の認定輸出事業計画（同条第二項に規定する認定輸出事業計画をいう。）に記載された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十七条第三項に規定する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農林水産物若しくは同条第二項に規定する食品の生産、製造、加工若しくは流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「輸出事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の輸出事業（同法第三十七条第一項に規定する輸出事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該輸出事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度（当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に限る。）の当該輸出事業用資産の償却限度額は、供用日以後五年以内（当該認定輸出事業計画について同法第三十八条第二項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間。次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該輸出事業用資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　青色申告書を提出する法人が、適格合併（法人を設立するものを除く。）により前項の規定（当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第一項の規定）の適用を受けている輸出事業用資産（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する輸出事業用資産）の移転を受け、これを当該法人の輸出事業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該輸出事業用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該法人の輸出事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3　第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第五十二条の二第二項及び第五項並びに第五十二条の三第四項及び第十三項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

第五十五条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第五十六条第一項中「許可」の下に「（第一号及び第二号において「設置許可」という。）」を加え、「ものが」を「もの（次に掲げる法人のいずれかに該当するものに限る。）が」に、「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和四年三月三十一日を含む事業年度終了の日（次号において「基準日」という。）において設置許可を受けている法人

二　基準日後に他の者から特定廃棄物最終処分場（当該他の者が法人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が当該他の者の基準日以前であるものに、当該他の者が個人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が令和四年十二月三十一日以前であるものに、それぞれ限る。）の移転を受けた法人

第五十六条第三項中「、適格分割又は適格現物出資」を「（合併法人が第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。第九項において同じ。）、適格分割（分割承継法人が第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）又は適格現物出資（被現物出資法人が同項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同条第七項中「ものが」を「もの（第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当するものに限る。）が」に改める。

第五十八条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十条第一項中「地区内」を「区域内」に、「地区以外」を「区域以外」に改め、同項の表中

地区	区域

に改め、同表の第一号の上欄中「第三十条第一項の規定による認定」を「第三十一条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第三十条第一項」を「第三十条第二項」に、「特定情報通信事業」を「認定特定情報通信事業」に改め、同表の第二号の上欄中「第四十四条第一項の規定による認定」を「第五十条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第四十一条第五項」を「第四十一条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に、「特定国際物流拠点事業」を「認定特定国際物流拠点事業」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項の規定による」を「第五十六条第二項に規定する認定法人（同条第一項の」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人に」を「ものに限る。）に」に、「同項」を「同法第五十五条第一項」に、「内に本店」を「の区域内に本店」に、「地区内」を「区域内」に改め、同条第七項中「地区又は」を「区域又は」に、「地区に」を「地区の区域に」に改める。

第六十一条第一項及び第六十一条の四第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。